

有害物質使用特定施設・
有害物質貯蔵指定施設 に係る

使用届出のしおり

平成24年 6月

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

「有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設に係る使用届出のしおり」は、改正された水質汚濁防止法（以下「水濁法」という）が平成24年6月1日に施行されることに伴い、**新たに届出が必要となる施設の使用届出**を行う手順や必要な事項についてまとめたものです。

目 次

I	新たに届出が必要となる施設と使用の届出について	1
II	使用届出書の作成要領について	
1.	使用届出に必要な書類	2
2.	提出方法	2
3.	届出のながれ	3
4.	使用届出書の記載内容（記載例）	3
III	参考	
○	有害物質とその検出下限濃度の一覧	19
○	構造等に関する基準の遵守と定期点検の義務について	20

[地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル]

水質汚濁防止法の改正にあたり、環境省が「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を発行しております。マニュアルは、下記ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

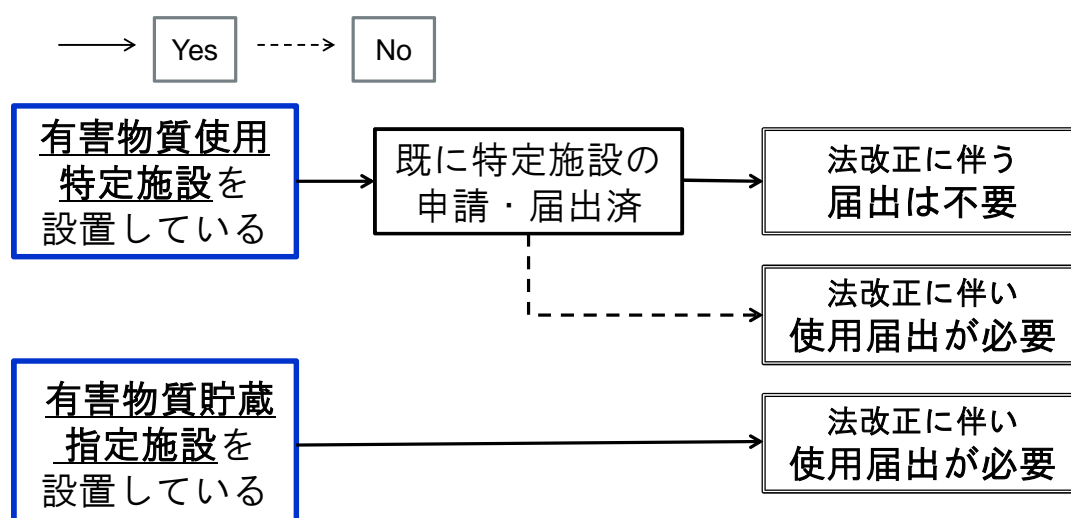
I 新たに届出が必要となる施設と使用の届出について

改正された水濁法が施行されることに伴い、事業者が**使用の届出**を提出しなければならない施設は、下水道に排出水の全量を放流している事業場に設置されたもの等、これまで特定施設として届出する必要のなかった有害物質使用特定施設^{*1}（有害物質を製造、使用又は処理する特定施設）又は有害物質貯蔵指定施設^{*2}（有害物質を貯蔵する指定施設）です（下図のとおり）。

これらの施設の使用の届出は、改正された水濁法の施行後、30日以内（平成24年6月30日まで）に行う必要があります。

届出書の記載方法、提出方法等については、**II. 使用届出書の作成要領**についてを参照してください。

(注) これまでに、水濁法や瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定施設の設置や使用に関する申請・届出をしている特定施設については、法改正に伴う届出をしていただく必要はありません。ただし、構造等に関する基準の遵守義務は、平成27年6月1日から、定期点検の実施義務は、平成24年6月1日から適用されます。



*1 有害物質使用特定施設

有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質を製造、使用又は処理するものをいいます。

有害物質を「製造」するとは、当該特定施設において、有害物質を製品として製造することをいい、「使用」するとは、当該特定施設において、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用することをいい、「処理」するとは、当該特定施設において、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去することをいいます。

*2 有害物質貯蔵指定施設

有害物質貯蔵指定施設とは、有害物質を貯蔵するものであって、当該施設から有害物質を含む水が液体で漏えいし、地下に浸透するおそれがある施設をいいます。

また、有害物質を含む水であれば、その有害物質の濃度や量によらず有害物質貯蔵指定施設に該当するものは届出が必要です。

II 使用届出書の作成要領について

1. 使用届出に必要な書類

水濁法に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用届出をする場合、届出書の表紙と別紙（12～15）及び添付図面等が必要です。届出書の様式は、大阪府ホームページの中の「水質関係 申請・届出・規制案内」から入手できます。

(URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/mizu/index.html>)

	書類の名称	記 載 内 容
届 出 書	表紙	・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地 ・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
	別紙 12	・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
	別紙 13	・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
	別紙 14	・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
	別紙 15	・施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統

2. 提出方法

提出先により提出部数が異なります。下表により提出部数をお確かめの上、提出窓口へ提出してください。また、提出方法に関する相談は、各相談窓口へ問い合わせてください。

事業場の所在地	水濁法に基づく届出	
摂津市・守口市・門真市・交野市・ 四條畷市・大東市・松原市・柏原市・ 羽曳野市・藤井寺市・島本町	相談窓口	大阪府事業所指導課
	提出窓口	各市町 環境・公害担当課
	提出部数	3部
	宛名	大阪府知事
高石市・貝塚市・泉佐野市・熊取町・ 田尻町・泉南市・岬町	相談窓口	大阪府泉州農と緑の総合事務所 環境指導課
	提出窓口	各市町 環境・公害担当課
	提出部数	3部
	宛名	大阪府泉州農と緑の総合事務所長
大阪市・堺市・高槻市・東大阪市・ 豊中市・吹田市・枚方市・茨木市・ 八尾市・寝屋川市・岸和田市 河内長野市・大阪狭山市・富田林 市・太子町・河南町・千早赤阪村・ 和泉市・阪南市	各市町村 環境・公害担当課にお問い合わせください。	
池田市・箕面市・豊能町・能勢町	池田市 広域環境をまもる課にお問い合わせください。	
泉大津市・忠岡町	泉大津市 環境課にお問い合わせください。	

3. 届出のながれ

- ① 届出者は届出書類を必要部数作成し、所轄市町村の環境・公害担当課に提出します。
- ② 届出書類を審査し必要があれば指導を行います。
- ③ 審査後、届出者用の届出書を交付しますので、届出書を保管してください。

(注) 届出者について

届出者は、当該工場、事業場の代表権を有する者で、代表取締役等がそれに当たります。代表権を有しない工場長等に当該工場、事業場の届出の権限を委任する場合は委任状の添付が必要です。

4. 使用届出書の記載内容

届出書の記載事項及び具体的な記載例を、4頁から18頁に記載していますので参照しながら書類を作成してください。

記載例には、下記の条件の工場の有害物質使用特定施設「酸又はアルカリによる表面処理施設(法65)」及び弗化水素酸貯蔵タンク使用届出の例を記載しております。

- ・平成20年4月1日に特定施設を設置し、工場を操業している。
- ・工場全体からの排水は全て合流式下水道に放流しているため、これまで水濁法に基づく届出は不要であった。
- ・有害物質は、ふっ素及びその化合物(弗化水素酸)を使用。
- ・有害物質使用特定施設「65号酸又はアルカリによる表面処理施設」を1基設置しており、特定施設内に弗化水素酸の酸洗槽がある。
- ・原料用の弗化水素酸タンク(1 m³)1基を設置している。
- ・特定施設の廃液(弗化水素酸)は、ポリタンク(届出不要)で保管している。

なお、添付図面の別図①～⑤の記載内容は、この冊子の記載例に合わせた例示であり、内容が具備されていれば様式、記載方法は問いません。

添 付 資 料	別図①	・工場付近の見取り図
	別図②	・工場内の建物等の配置図 ・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設、汚水処理施設、主要施設配置図 ・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に付帯する設備の配置図 ・有害物質使用特定施設から汚水処理施設に至る導水経路
	別図③	・特定施設を含む操業系統図 ・用水及び排水の系統図
	別図④	・有害物質使用特定施設の構造概要図 ・有害物質貯蔵指定施設の構造概要図
	別図⑤	・有害物質使用特定施設の床面及び周囲 ・有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲

様式第1(第3条関係)(表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

○年○月○日

大阪府知事様

住所 ○市○町○丁目○番○号
 届出者 大阪株式会社
 氏名 代表取締役 大阪太郎 印

氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		大阪株式会社 第2工場 (電話番号 ○○○-○○○-○○○)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		(郵便番号 ○○○-○○○○) ○市○町○丁目○番○号	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る)	別紙1の2のとおり		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の種類		(大阪府)	(市町村)
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり		
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり			

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	<u>△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造</u>	別紙12のとおり		
	<u>△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備</u>	別紙13のとおり		
	<u>△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法</u>	別紙14のとおり		
	<u>△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統</u>	別紙15のとおり		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

別紙 1 2 の記載方法について

工場又は事業場における 施 設 番 号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 の 別	「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」のいずれか該当する方を記載すること 有害物質使用特定施設の場合は、特定施設の種類を記載すること。
型 式	施設の型式を記載すること。
構 造	施設本体の構成材料等を記載すること。
主 要 寸 法	施設の大きさを示すこと。(構造図等の添付)
能 力	(有害物質使用特定施設) 原則として、1施設を1日フルに稼働させた場合の能力を記載すること。 (有害物質貯蔵指定施設) 貯蔵量等を記載すること。
配 置	・別図(工場内の建物等の配置図)において、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置がわかるように記載すること。 ・地下に設置されている場合にはその旨を明記すること
床 面 及 び 周 囲	施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。(材質等を記載し、図面等を添付)
設 置 年 月 日	使用届を提出する場合にその届出にかかる特定施設が設置された年月日を記載すること。
工 事 着 手 予 定 年 月 日	設置届、又は変更届を提出する場合に、その届出に係る特定施設のそれぞれの予定年月日を記載すること。
工 事 完 成 予 定 年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	
その他参考となるべき事項	

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

	{設置・変更}前	{設置・変更}後
工場又は事業場における施設番号		酸洗施設 1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる表面処理施設)
型 式		××社製 2槽式 ●○型
構 造		鉄鋼製 (内部：FRPライニング)
主 要 寸 法		(各槽) 幅 2.5m 奥行 1.5m 高さ 1m 別図 ④-1 のとおり
能 力		ステンレス線：1t/日
配 置		別図 ② のとおり
床 面 及 び 周 囲		別図 ⑤-1 のとおり 床面：厚さ100mmコンクリート製 (耐酸樹脂被膜) 周囲：防液堤 幅7m×奥行3m ×高さ0.2m(容量4.2m ³)
設 置 年 月 日	年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

	{設置・変更}前	{設置・変更}後
工場又は事業場における施設番号		弗化水素酸タンク
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質貯蔵指定施設
型 式		円筒密閉型
構 造		材質：FRP
主 要 寸 法		直径1.5m×高さ2.5m 別図 ④-2 のとおり
能 力		貯蔵量：1m ³
配 置		別図 ② のとおり
床 面 及 び 周 囲		別図 ⑤-2 のとおり 床面：厚さ100mmコンクリート製 (耐酸樹脂被膜) 周囲：防液堤 幅3m×奥行3m ×高さ 0.2m(容量1.8m ³)
設 置 年 月 日	年 月 日	平成20年 4月 1日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 13 の記載方法について

工場又は事業場における 施設番号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の 別	「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」のいずれか該当する方を記載すること 有害物質使用特定施設の場合は、特定施設の種類を記載すること。
設 備	「配管（地上、地下）」や「排水溝等（排水溝、排水管、排水ポンプ）」等、施設に付帯する設備の名称を記載すること。
構 造	上記設備の構成材料等を記載すること。検知設備を有する場合には、その旨を記載すること。
主 要 寸 法	上記設備の大きさを示すこと。（構造図等の添付）
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・別図（建物の名称・位置等、有害物質使用特定施設等を明記したもの）において、付帯する設備の配置がわかるように記載すること。 ・地下に設置されている場合にはその旨を明記すること
設 置 年 月 日	使用届を提出する場合にその届出にかかる特定施設が設置された年月日を記載すること。
工 事 着 手 予 定 年 月 日	設置届、又は変更届を提出する場合に、その届出に係る特定施設のそれぞれの予定年月日を記載すること。
工 事 完 成 予 定 年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないもので、その旨記載すること。 ・配管について、トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること

有害物質使用特定施設—(有害物質貯蔵指定施設)—の設備

	{設置・変更}前	{設置・変更}後
工場又は事業場における施設番号		酸洗施設 1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる 表面処理施設)
設 備		配管(地上)、排水管
構 造		配管(地上)：硬質塩化ビニル製 排水管：硬質塩化ビニル製
主 要 寸 法		配管(地上)：φ60mm 排水管：φ60mm
配 置		別図 ② のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

~~有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）の設備

	{設置・変更}前	{設置・変更}後
工場又は事業場における施設番号		弗化水素酸タンク
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質貯蔵指定施設
設 備		配管（地上）、配管（地下）
構 造		<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管（地上）：硬質塩化ビニル製 ・ 配管（地下）：硬質塩化ビニル製 ・ 施設本体　　：液面レベル計
主 要 寸 法		配管（地上）：φ60mm 配管（地下）：φ60mm
配 置		別図 ② のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	平成20年 4月 1日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 1 4 の記載方法について

工場又は事業場における施設番号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」のいずれか該当する方を記載すること 有害物質使用特定施設の場合は、特定施設の種類を記載すること。
設 置 場 所	別図（工場内の配置図）において、特定（指定）施設に印をし、他の施設と区別すること。
操 業 の 系 統	施設を含む操業系統（フローシート）を記載すること。
使 用 時 間 間 隔	（有害物質使用特定施設） 1日のうち、施設を使用する時間帯を記載すること。 （有害物質貯蔵指定施設） 貯蔵指定施設へ有害物質を含む水を供給する際の当該施設の使用時間間隔を記載すること
1日当たりの使用時間	（有害物質使用特定施設） 1日当たりの使用時間を記載すること （有害物質貯蔵指定施設） 貯蔵指定施設へ有害物質を含む水を供給する際の当該施設の使用時間を記載すること
使用の季節的変動	施設の使用時間、使用方法に季節的変動がある場合は、その状況を記載すること。
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用指定施設の場合に限る。)	（有害物質使用特定施設のみ） ・施設において使用する原料、薬品等（燃料を除く）の種類、使用方法、1日の使用量を記載すること。 ・当該特定施設において製造・使用・処理している 有害物質 について記載すること
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	（有害物質貯蔵指定施設のみ） 貯蔵する有害物質の種類を記載すること
その他参考となるべき事項	（有害物質使用特定施設のみ） 当該特定施設以外の施設及び工程等で 有害物質 を使用している場合に、その物質名や使用量等を記載すること

別紙14

有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の使用の方法

	{設置・変更}前	{設置・変更}後
工場又は事業場における施設番号		酸洗施設 1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる表面処理施設)
設 置 場 所		別図 ② のとおり
操 業 の 系 統		別図 ③ のとおり
使 用 時 間 間 隔		9 時 ~ 17 時まで
1 日 当 た り の 使 用 時 間		連続 (時間毎) 8 時間 / 日
使 用 の 季 節 的 変 動		特になし
原材料 (消耗資材を含む。) の種類、使用方法及び 1 日 当 た り の 使 用 量 (有 害 物 質 使 用 特 定 施 設 の 場 合 に 限 る。)		ステンレス線 : 1 t / 日 弗化水素酸 : 50 kg / 日
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		—
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び 1 日 当 た り の 使 用 時 間 の 欄 に は、そ れ ぞ れ 当 該 施 設 へ の 有 害 物 質 を 含 む 水 の 供 給 時 に お け る 当 該 施 設 の 使 用 時 間 間 隔 及 び 使 用 時 間 を 記 載 す る こ と。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

	{設置・変更}前	{設置・変更}後
工場又は事業場における施設番号		弗化水素酸タンク
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		有害物質貯蔵指定施設
設 置 場 所		別図 ② のとおり
操 業 の 系 統		別図 ③ のとおり
使 用 時 間 間 隔		9時～10時
1日当たりの使用時間		1時間/日(週1回のみ)
使用の季節的変動		なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		—
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		弗化水素酸 (ふっ素及びその化合物)
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

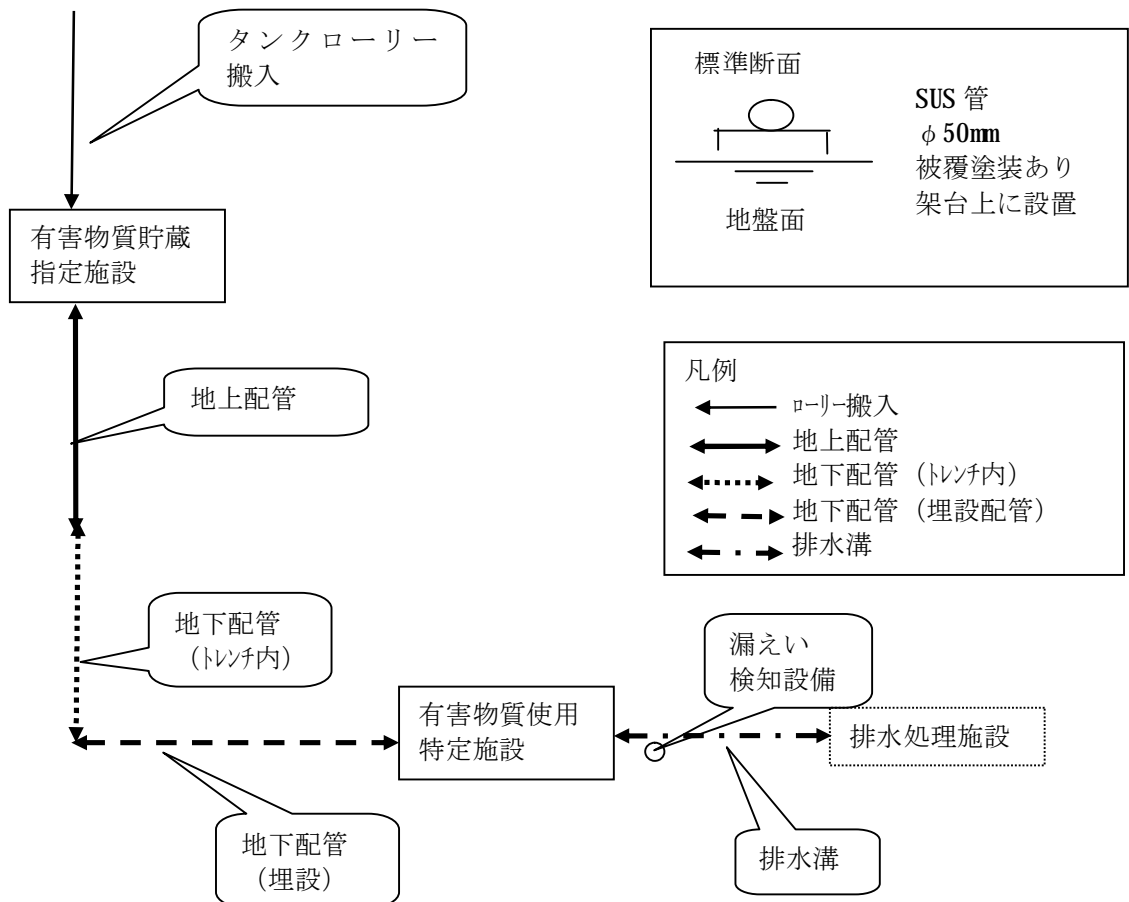
別紙15 の記載方法について

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統(有害物質使用特定施設の場合に限る。)又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</p>	<p>(有害物質使用特定施設) 今回届出の前後の用水及び排水の系統図を記載すること。記入スペースが不足する場合は、別図を添付すること。また、有害物質に係る用水及び排水については、色等を分け、一般排水等と識別できるように記載すること。</p> <p>(有害物質貯蔵指定施設) 有害物質貯蔵指定施設への、有害物質を含む水の搬出入の方法について記載すること。</p>
<p>用途別用水量(通常)</p>	<p>(有害物質使用特定施設のみ) 用水の用途別に、用水の種類、1日当たりの使用量を記載すること。</p>

○用水及び排水の系統及び搬入及び搬出に関する図面について

水濁法第5条第3項の規定に基づく届出において、有害物質使用特定施設の場合、「その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統」を、有害物質貯蔵指定施設の場合「その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統」を記載することとしていますが、どのような設備(配管、排水溝)を通っているかが分かるような形で記載してください。

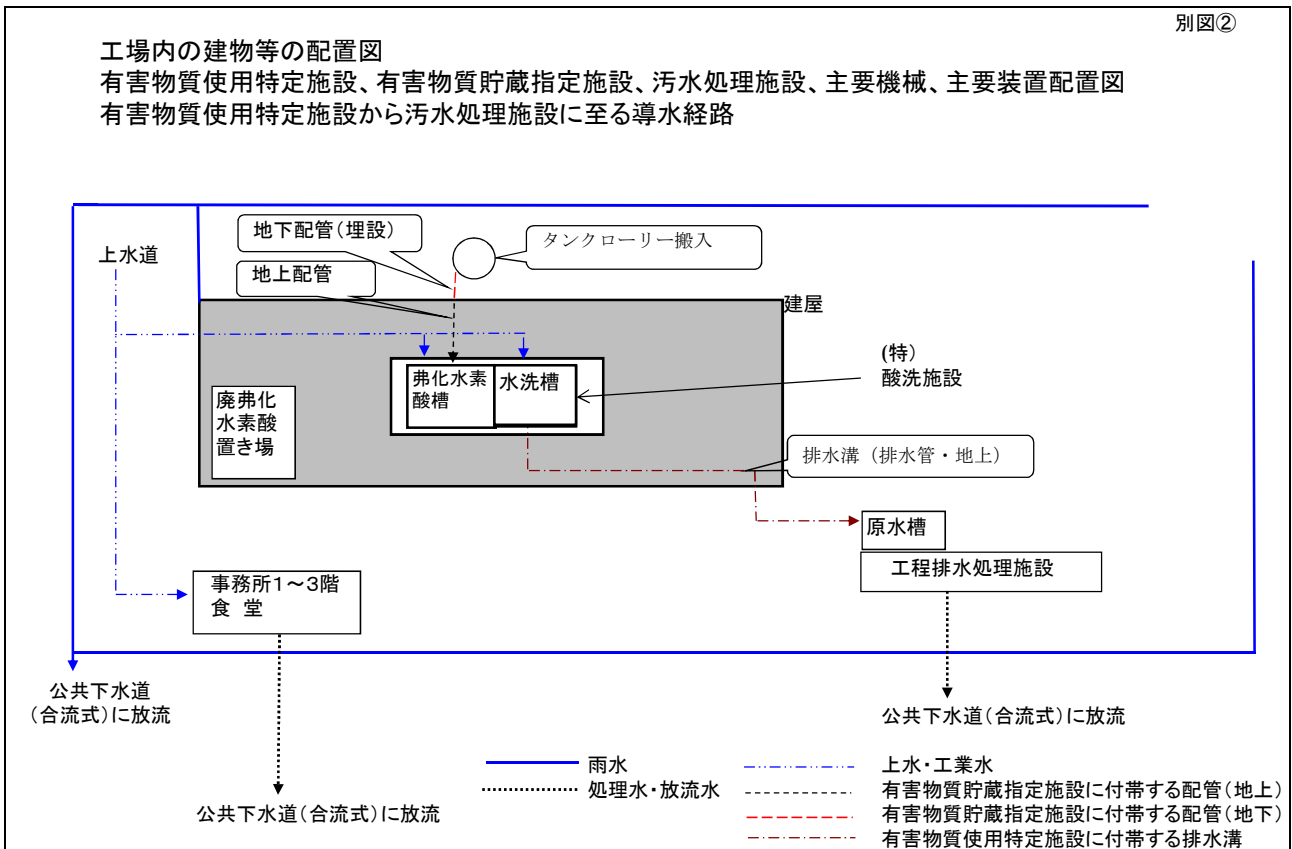
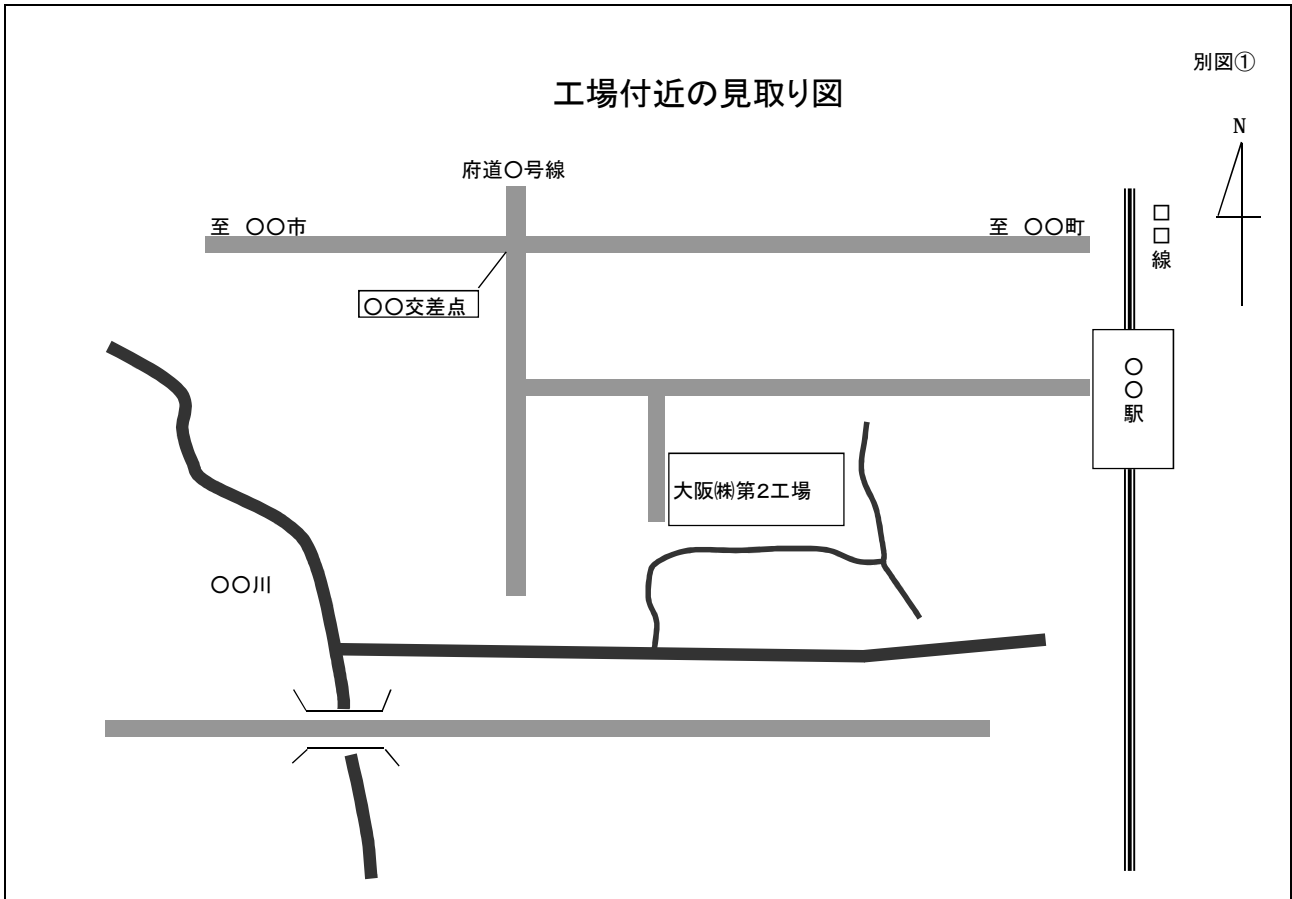
記載例：(模式案としたもので、実際は平面図にできるかぎり正確に記載してください)



用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

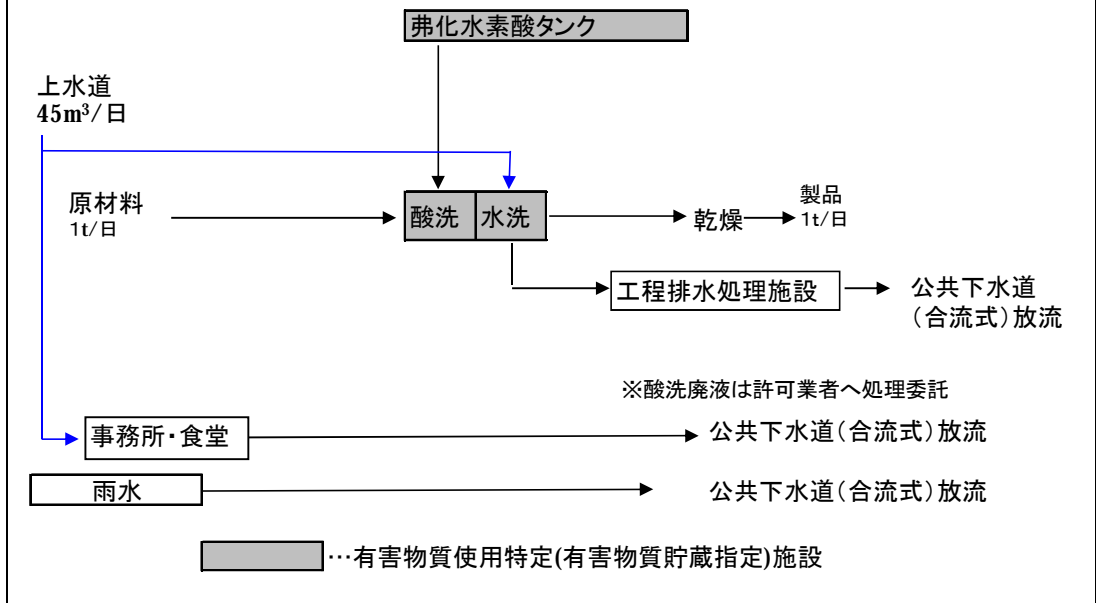
<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>（有害物質使用特定施設） 別図 ③ のとおり</p> <p>（有害物質貯蔵指定施設） 原料タンク上部の蓋を開け、輸送タンクローリーの排出ホースから、弗化水素酸を搬入する。</p>			
<p>用途別用水使用量（通常）</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量(m³/日)</p>	
			<p>変更前</p>	<p>変更後</p>
	<p>作業用水</p>	<p>上水道</p>		<p>45</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。



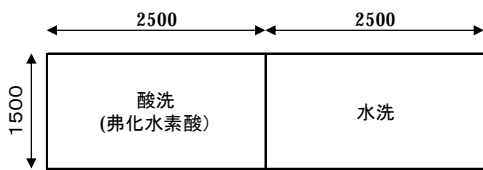
別図③

特定施設を含む作業系統図
用水及び排水の系統図

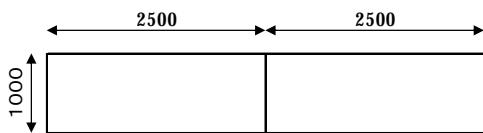


別図④-1

特定施設の構造図
(酸洗施設) 酸又はアルカリによる表面処理施設 (単位mm)



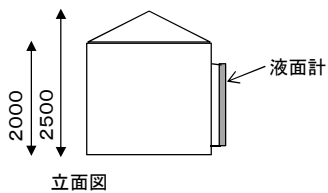
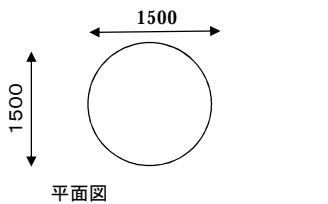
平面図



立面図

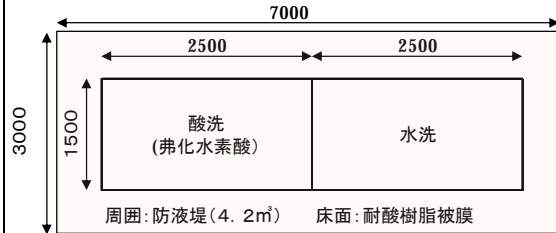
別図④-2

有害物質貯蔵指定施設の構造図
(単位mm)

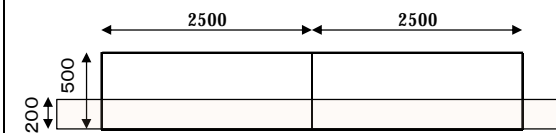


別図⑤-1

有害物質使用特定施設の床面及び周囲構造図
(酸洗施設) 酸又はアルカリによる表面処理施設 (単位mm)

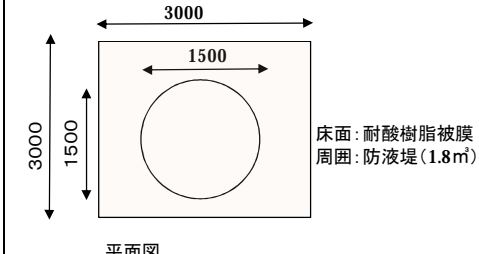


平面図

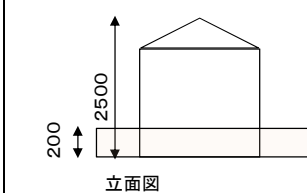


立面図

有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲の構造図 別図⑤-2
(単位mm)



平面図



立面図

Ⅲ 参考

○有害物質とその検出下限濃度の一覧

有害物質の種類	検出下限濃度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇一ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン〇・一ミリグラム
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	一リットルにつき〇・一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇〇五ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇四ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇〇五ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム
一・二-ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇〇四ミリグラム
一・一-ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・二-ジクロロエチレン	シス体：一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム トランス体：一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム
一・一・一-トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム
一・一・二-トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇〇六ミリグラム
一・三-ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇〇一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・〇〇二ミリグラム
ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素〇・二ミリグラム
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素〇・二ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては一リットルにつきアンモニア性窒素〇・七ミリグラム、亜硝酸化合物にあつては一リットルにつき亜硝酸性窒素〇・二ミリグラム、硝酸化合物にあつては一リットルにつき硝酸性窒素〇・二ミリグラム
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム
一・四-ジオキサン	一リットルにつき〇・〇〇五ミリグラム

(注) 検定は、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」により行うこととなっています。

○ 構造等に関する基準の遵守と定期点検の義務について

改正された水濁法が平成 24 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造等に関する基準の遵守と、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設及び付帯する施設について、定期に点検しその結果を記録・保存することが義務付けられました。

1. 施設の構造等に関する基準

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下、有害物質使用特定施設等という）の構造等に関する事項の概略は下表のとおりです。

箇所	概略
床面及び周囲	設置場所の床面及び周囲は有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること
施設に付帯する配管	有害物質使用特定施設等の本体に付帯する配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、漏えいがあったときに漏えいを確認できる構造とすること 有害物質使用特定施設等の本体に付帯する配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透を防止できる構造及び材質とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること
排水溝等	有害物質使用特定施設等の本体に付帯する排水系統の設備（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます、排水ポンプ等を含む）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる材質及び構造とすること
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設本体は、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること
使用の方法	有害物質使用特定施設等に係る有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと また、有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は生活環境保全上支障のないように適切に処理すること

各箇所における具体的な施設の構造等に関する基準については、水濁法施行規則又は環境省発行のマニュアル P45～P95 を参照してください。

2. 既設の施設の構造等に関する基準について

平成 24 年 6 月 1 日より前に設置された有害物質使用特定施設等に関する構造等に関する基準については、平成 27 年 5 月 31 日まで適用されません。当該期間は、定期点検のみが義務付けられます。（附則第 4 条）

	平成 27 年 5 月 31 日まで	平成 27 年 6 月 1 日以降
新設の施設 (既設の施設以外)	A 基準が適用される	
既設の施設 (平成 24 年 6 月 1 日より前に設置したもの)	C 基準 (構造等に関する基準が適合していれば A 基準又は B 基準を適用)	B 基準 (構造等に関する基準が適合していれば A 基準を適用)

ただし、平成 24 年 6 月 1 日以降に変更される施設の構造等に関する基準については、変更部分のみ A 基準又は B 基準（B 基準に適合するように変更する場合に限る）が適用され、既設の施設であっても変更部分のみ構造等に関する基準が適用されます。

3. 定期点検及び点検結果の記録と保存

(1) 定期点検（法第 14 条第 5 項）

構造等に関する基準の内容に応じて定期点検を実施する必要があります。定期点検の頻度については、構造等に関する基準の種類により異なります。水濁法施行規則又は環境省発行のマニュアル P45～P95 を参照してください。

(2) 記録と保存

定期点検を行ったときは、以下の事項を記録し、3年間保存しなければなりません。

- ・点検を行った有害物質使用特定施設等
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容